

宇部市スタートアップ創業支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成長産業分野における大学等の研究開発シーズ等を活かした成長産業の創出に向けた起業や大学発ベンチャーの円滑な立ち上がりを支援するため、宇部市スタートアップ創業支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、産学公金が一体となった事業展開を促進し、次世代産業の育成・集積及び若者に魅力ある雇用の場の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「成長産業」とは、「医療・健康関連」、「環境・エネルギー関連」をはじめ、今後、様々な分野への展開が期待される宇宙産業・DX・バイオ等の次世代技術に関連する産業をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宇部市成長産業推進協議会運営委員会において、成長産業の創出に資するものとして認定を受けたプロジェクトをもとに、市内で起業していること。
- (2) 当該事業に対し、宇部市から他の同種の支援金等の交付を受けていないこと。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(支援金額)

第4条 交付対象者に交付する支援金は創業に係る報奨とし、支援金額は1,000千円とする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、第3条の要件を満たした場合、速やかに宇部市スタートアップ創業支援金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、支援金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、支援金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定をしたときは、当該申請書を提出した者に宇部市スタートアップ創業支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第8条 前条に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに宇部市スタートアップ創業支援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その日から30日以内に交付決定者に対し、支援金を交付するものとする。

(事業経過実績報告書等の提出)

第10条 交付決定者は、事業開始後第5期決算まで、それぞれの決算期経過後20日以内に宇部市スタートアップ創業支援金に係る事業遂行状況報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 決算報告書の写し
- (2) 登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請書又は報告書の内容に虚偽があると判明したとき。
- (2) 交付申請の事業計画から大幅な変更があったとき。
- (3) 第3条各号に該当しないものと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、当該事業者に対し、宇部市スタートアップ創業支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に支援金の交付が完了しているときは、期間を定めてその返還を宇部市スタートアップ創業支援金返還命令書(様式第6号)により命ずるものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、期間を定めてその返還を求めることができる。ただし、代表者本人の死亡又は事故、災害等の事由により市長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 第10条に規定する報告書等の提出を履行しないとき。
- (2) 第10条に規定する提出対象期間内に市外に本社を移転したとき。
- (3) 第10条に規定する提出対象期間内に正当な理由なく事業を廃止するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(関係書類の整備)

第13条 交付決定者は、交付決定を受けた事業の遂行の状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、交付決定日の属する法人の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行後3年以内に支援金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認める

ときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。